

白川町訓令乙第13号

序 中 一 般
各 出 先 機 閣

白川町パソコンリーダー設置要領及び白川町エネルギー対策推進本部設置要領を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年12月15日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町パソコンリーダー設置要領及び白川町エネルギー対策推進本部設置要領を廃止する訓令

白川町パソコンリーダー設置要領（平成14年白川町訓令乙第5号）及び白川町エネルギー対策推進本部設置要領（平成23年白川町訓令乙第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。